

(環境福祉委員会資料)

令和5年8月
保健福祉局
子ども若者はぐくみ局

地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び 児童福祉センターの一体化整備後の新施設について

京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター（以下「3施設」という。）については、平成25年7月の京都市社会福祉審議会からの答申、平成26年2月に取りまとめた「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」等を踏まえ、平成29年3月策定の「3施設一体化に向けた基本構想」及び平成30年3月策定の「3施設一体化整備基本計画」に基づいて、3施設一体化施設（以下「新施設」という。）の建築工事を進めてきたところであり、令和5年10月に竣工を予定しています。

これまで各施設では、高次脳機能障害や依存症、発達障害、子どもへの虐待や引きこもりなどの様々な課題に対し、それぞれの専門性を活かして対応していましたが、近年、障害種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、ライフステージを通じた切れ目のない支援など各施設に求められる役割が一層大きくなり、施設間の連携の必要性が高まっています。また、現行建物の老朽化、施設のバリアフリー機能や相談室等の不足といった問題も生じています。

今回、こうした老朽化等のハード面の問題を解消し、3施設の機能は維持しつつ、一体化による近接性を活かした連携強化など、ソフト面においても更なる充実を図ることで、様々な課題を抱える方々への支援を推進し、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創る「地域共生社会」を実現するべく、その取組内容をとりまとめましたので、御報告いたします。

1 一体化整備後の具体的な事業内容等について

別紙参照

2 今後のスケジュール

令和5年 9月	各施設の設置条例の条例改正を9月市会に提案
10月	新施設竣工
12月	竣工式
12月末～	段階的に移転（1月完了予定）

3 施設名称について

各施設はそれぞれの設置目的や法に基づく相談所機能を持ち、各センター条例に基づいて運営していることから、今回の一体化によっても引き続き各設置条例に基づく名称を用いるが、新施設を市民の皆様に愛着を持っていただくため、愛称を公募し、一体化施設の総称としていく。

4 参考

(1) 敷地概要

所在地：京都市中京区壬生東高田町1番地の15、1番地の20

敷地面積：約5,971平方メートル

(2) 建物概要

構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階 数：5階建て

建 築 面 積：約3,484平方メートル

延べ床面積：約12,685平方メートル

駐車スペース：31台

（施設の全体イメージ）

